

裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会（第18回）議事概要

1 日時

平成24年6月19日（火）午後1時30分から午後4時30分まで

2 場所

最高裁判所図書館特別研究室

3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

今田幸子，内田伸子，小野正典，酒巻匡，椎橋隆幸（座長），龍岡資晃，
榊井成夫

（オブザーバー）

栃木力（東京地方裁判所刑事部所長代行）

（事務総局）

大谷直人事務総長，植村稔刑事局長，高橋康明刑事局第一課長，
小林宏司審議官

4 進行

(1) 裁判員裁判の実施状況について

高橋刑事局第一課長から，資料2に基づき，平成21年5月21日から平成24年4月末までの裁判員裁判の実施状況についての報告がされた。

(2) 控訴審について

高橋刑事局第一課長から，平成24年4月末までに言い渡された殺人等の15罪名の控訴審判決について，資料3に基づき，説明がされた。また，事実誤認を理由に裁判員裁判が破棄された事例は4件あるが，これらに顕著な共通項は見当たらないこと，量刑不当を理由に裁判員裁判が破棄された事例は5件あり，いずれも，量刑を軽減させる方向に働く事情について，原審と控訴審とで判断が分かれていること，判決後の情状を理由に裁判員裁判が破棄された事例は38件あり，判決後の情状として考慮された事情の中で最も多いの

は追加弁償であることなどについて、説明がされた。

(酒巻委員)

資料3では記載されていない、覚せい剤取締法違反事件について、控訴審で破棄された裁判員裁判は何件あるのか。

(高橋刑事局第一課長)

裁判員裁判で無罪が言い渡された覚せい剤取締法違反事件8件のうち、控訴審において事実誤認により破棄された件数は、平成24年4月末日までに4件ある。

(酒巻委員)

平成24年4月末日までに言い渡された控訴審判決のうち、破棄差戻しは何件あるのか。

(高橋刑事局第一課長)

資料3記載の15罪名の事件は1件だが、それ以外に、覚せい剤取締法違反の事件が1件、その他の罪名の事件が2件ある。

(酒巻委員)

従来の裁判官裁判では、控訴審が原判決を破棄する場合、自判することが多かったが、裁判員制度の下で、控訴審が事実誤認により裁判員裁判を破棄する場合、自判せず差し戻すべきかどうかについて、制度設計の段階から議論があったところである。現行法上、自判と差戻しのいずれも可能ではあるが、控訴審の判断が差戻し後の裁判員裁判を拘束するという問題もあり、この点については様々な考え方があるので、今後、差戻しの動向には留意すべきであろう。

(小野委員)

差戻し後の裁判員裁判における証拠調べの在り方は、弁護人にとっては悩ましい問題である。例えば、第1次裁判員裁判において証人尋問を行い、弁護人の反対尋問が功を奏したとしても、差戻し後の第2次裁判員裁判に

において、同一証人に対して再度尋問を行う場合には、その証人は、どのような反対尋問を受けるかあらかじめ予想できるため、第1次裁判員裁判と同様の結果が得られない可能性が高いだろう。

(龍岡委員)

裁判員裁判で無罪を言い渡した事件について、控訴審が事実誤認により破棄する場合、裁判員は全く量刑判断を行っていないため、裁判員制度の趣旨を徹底するならば、控訴審が自判するのではなく、原審に差し戻し、裁判員裁判で量刑判断を行うのが相当ということになるだろうが、他方、事件を差し戻した場合、小野委員が指摘された証拠調べの問題も生じるので、理屈だけで割り切ることも難しい。

(榎井委員)

控訴審が量刑不当により裁判員裁判を破棄した事例のうち、従来の裁判官裁判における基準にのっとり、裁判員裁判ならではの市民感覚に基づく量刑判断を否定したものがあれば、それは、裁判員制度の下で求められる控訴審の姿勢とはいえないように思われる。

(龍岡委員)

一般的にいえば、従来の裁判官裁判でも、量刑判断には一定の幅があり、控訴審は、不合理といえない限りは第一審の判断を尊重していたところ、裁判員裁判では、量刑判断の幅が広がったため、従来にも増して、第一審の判断を尊重することになるのではないかと思われる。

(大谷事務総長)

量刑不当により裁判員裁判を破棄した控訴審判決も、裁判官裁判における基準と全く同じ基準で量刑判断を行ったわけではないだろう。ただ、裁判員裁判において量刑判断の幅が広がったとしても、例えば、被告人の置かれた状況等、前提事実の評価について大きな誤りがある場合には、いかに裁判員裁判を尊重するという前提に立っても、控訴審は、裁判員裁判を

破棄することになるのではないか。

(龍岡委員)

そのほか、例えば、控訴審で新たな証拠が取り調べられた結果、量刑の基礎となる事実の認定が異なった場合にも、控訴審における判断は裁判員裁判とは異なることになる。

(榊井委員)

控訴審において裁判員裁判の量刑を減刑する際の基準がわかりにくい。

(龍岡委員)

破棄判決がまだまだ少ないため、裁判員制度下における控訴審の量刑判断の基準を分析することは困難であろう。もっとも、裁判員制度下における控訴審の破棄率が、裁判官裁判の破棄率と比べて大幅に低下しているので、一般的には、控訴審において、第一審の判断を尊重する姿勢が強くなってきているといえるのではなかろうか。控訴審が裁判員裁判を破棄した事例では、何らかの特殊事情があったのではないかと思われる。

(小野委員)

龍岡委員の指摘どおり、資料3によれば、裁判員制度下における控訴審の破棄率は6.6%であり、裁判官裁判の破棄率である17.6%と比べ、有意に低下している。

(大谷事務総長)

裁判官の研究会等においても、控訴審は裁判員裁判における判断を尊重すべきであるという姿勢について異論が唱えられたことはないと思う。

(高橋刑事局第一課長)

そのような異論が唱えられたことはなく、裁判員裁判の判断を尊重するという姿勢についてコンセンサスは得られているものと思われる。

(龍岡委員)

裁判員制度の施行前には、控訴審は、裁判員裁判についても従来の裁判

官裁判と同じ基準で判断すべきであるとの意見を述べる裁判官もいたようだが、現在では、そのような裁判官はいなくなっているのではないか。

(高橋刑事局第一課長)

現に、控訴審判決の中には、裁判員制度下では、控訴審は裁判員裁判の判断を尊重すべきであると明言したものも複数現れている。

(小野委員)

判決後の情状を理由に裁判員裁判を破棄した事例についてみると、追加弁償や被害感情の緩和があっても、量刑がそれほど軽減されていないものが多く、弁護人側としては、裁判員裁判において、判決後の情状に関する控訴審の判断が厳しくなったのではないかと感じている。

(龍岡委員)

統計をみても、判決後の情状により裁判員裁判を破棄した割合は、裁判官裁判に比べて低下している。

(榊井委員)

従前の裁判官裁判では、判決後の情状を理由とする破棄及び減刑の理由として、被害弁償や被害感情の緩和が大きく評価されていたのか。

(小野委員)

統計に基づく正確な比較はできないが、感覚的にはそのとおりである。

(龍岡委員)

従来の控訴審は、第一審段階で被害弁償が可能であったにもかかわらず、これを行わず、控訴審に至って被害弁償を行った場合であっても、判決後の情状として一定程度評価していたと思われる。従来の裁判官裁判においては、最終的に控訴審の考える適切な量刑に落ち着くよう、判決後の情状による破棄を行っていたのではないか。裁判員制度の下では、控訴審は、弁護人は裁判員裁判においてできる限りの努力をすべきであるとの観点から、裁判員裁判段階で可能であった被害弁償を控訴審に至って初めて行っ

ても、直ちに判決後の情状として評価することは少なくなったのではないかと考えられるが、いまだ事例の集積が少ないため、断定することはできない。裁判員制度下において判決後の情状をどの程度考慮すべきかについては、今後の検討課題であろう。

(小野委員)

同感である。今後、事例の集積を待って検討すべき課題である。

(3) 3年後検討に向けた統計データ等の取りまとめ・公表について

ア 裁判員裁判対象事件の全体的状況等について

高橋刑事局第一課長から、裁判員法附則9条が定める裁判員法施行3年後の検討に向けた裁判員裁判実施状況の検証報告書(以下「報告書」という。)の中で、裁判員裁判対象事件の全体的状況等を述べるに当たっての基本的構成について、以下のとおり事務局の考え方が説明された。

まず、報告書の位置付けなどを明らかにする。

裁判員裁判対象事件の全体的状況について、裁判員裁判の実施状況を総体的に検証していくための前提となる裁判員裁判の全体像を明らかにするべく、対象事件数の規模について、報告書の冒頭で示す。

裁判員の選任について、裁判員裁判の手続過程の時系列に沿って各種データを検討するため、裁判員選任手続全体の流れを示した上で、同手続の各段階における具体的な人員等を掲載するとともに、同手続の結果選任された裁判員の属性について傾向を見るため、裁判員の年齢、性別及び職業の構成と、国勢調査におけるこれらの各構成との比較を試みる。

(今田委員)

選任された裁判員の男女比について、国勢調査における男女比と比較するのはよいが、70歳以上では女性の比率が高いため、国勢調査の全人口における男女比と比較するのではなく、国勢調査の20歳から69歳までの男女比と比較するとよいのではないかと。

(内田委員)

0歳から19歳まではむしろ男性の比率が高く、20歳前後で初めて男女比が同程度に落ち着くことも考慮すべきではないか。

(今田委員)

いずれにせよ、国勢調査の全人口における男女比と比較するのは適当でない。

(内田委員)

選任された裁判員に占める女性の比率が国勢調査と比べて低いのは、女性は、出産、育児及び介護のため参加しにくい場合があることのほか、パート、アルバイト等の非正規従業員が多いため、休暇を取得することが難しいことも一つの理由ではなかろうか。統計データを示すだけでなく、そのような説明を加えてみてはどうか。

(今田委員)

選任された裁判員に占める女性の比率を引き上げる方向に働く要因もあれば、引き下げる方向に働く要因もあるので、女性の比率が低い理由を断定的に説明することは難しいのではないか。例えば、先ほど指摘された職業の関係でいえば、女性は無職者が多いため、むしろ、男性より裁判員裁判に参加しやすいとも考えられるし、正規従業員であっても、重要な役職に就いている方は休暇を取得することが困難ではないのか。また、裁判員候補者全体に占める非正規従業員の割合や非正規従業員の辞退率の統計データがなければ、実証的な分析をすることは困難だろう。お勤めの方が裁判員裁判に参加しやすくするために、企業、更に社会全体における支援態勢の整備が必要であるということはいうことができても、非正規従業員だから参加しにくいと断定することは難しい。

(酒巻委員)

御指摘のとおり、実証的な分析をすることは難しいと思われる。

裁判員の選任手続に関する事務局案は適切であり，裁判員になる可能性のある一般国民にとっても，分析や検討を行う立場の者にとっても，必要にして十分な基礎資料になるであろう。

（椎橋座長）

ここまでの報告書の基本的構成について，特に異論はないか。

（異議なく了承された。）

イ 裁判員裁判の公判準備・審理・評議等について

植村刑事局長から，報告書の基本的構成について，引き続き，以下のとおり事務局の考え方が説明された。

既に述べたものに引き続き，裁判員裁判の公判準備・審理・評議及び判決について，これら全体の手続の流れについて説明を加えた上で，公判前整理手続について検討を加え，審理の状況を種々の統計データにより明らかにし，非公開である評議についても可能な限り客観的な検討を加える。判決については，裁判官裁判と裁判員裁判における量刑分布の比較を行うとともに，保護観察に付された割合をも示す。

審理に長期間を要した事件について，基本的な統計数値を検討した上で，鑑定を実施した事件や区分審理事件についても，統計データやアンケート結果等から分析を試みる。

死刑の選択が問題となる事件（死刑求刑事件）について，特徴的な点が見られないかを検討する。

被告人の保釈について，裁判員裁判と裁判官裁判の保釈率を比較するデータを示す。

（今田委員）

平均公判前整理手続期間が長期化しているとするれば，その原因は何か。また，その原因に合理性はあるのか。

（植村刑事局長）

裁判官裁判に比べて、裁判員裁判においては、全体として平均公判前整理手続期間が長期化している。もっとも、自白事件については、平成22年以降、平均公判前整理手続期間が安定してきたが、否認事件については、僅かながら年々長期化傾向にある。

長期化の原因について、2つの視点から分析することが考えられる。

1つ目は、公判前整理手続期間が1年を超えている事例に特徴的な要素が見られるか、それらの要素が平均公判前整理手続期間の長期化にどのような影響を与えているかという視点からの分析である。例えば、そのような要素として、責任能力が問題となる事例における鑑定を挙げることができる。このような事例では、鑑定の要否に関する当事者の主張やその採否に関する裁判所の判断に時間を要する上、鑑定自体にも数か月を要することから、公判前整理手続期間の長期化の原因になっていると考えられる。他の要素としては、公判前整理手続期間中における弁護人の辞任や検察官による追起訴を挙げることができる。

2つ目は、そのような要素がないにもかかわらず長期化している事例について、その原因は何かという視点からの分析であるが、これについては、これまでの委員の御意見も踏まえて分析を試みたい。

(今田委員)

現在の平均公判前整理手続期間は、制度設計当初から予測されていた程度のものなのか、当初予測されていた程度を超えているのか。

(酒巻委員)

資料2の表9によれば、全事件における平均公判前整理手続期間は5.7月であり、そのうち自白事件の同期間は4.8月である。

公判前整理手続は、充実した公判の審理を迅速に行うために、事件の争点及び証拠を整理することを目的とするものであるから、制度設計の当初から、一定期間を要するであろうと予想されていた。その一定期間

について具体的に予想されていたわけではないが、比較的単純な事件が多く終局していた裁判員制度の施行直後と異なり、最近では、追起訴や訴因変更があった事例等、公判前整理手続に比較的長い期間を要する事例が終局し始めたことも考慮すると、自白事件の4.8月という数値は、それほど問題のある数値ではないだろう。公判前整理手続期間が1年を超えている事例については、鑑定等の特殊要因によって長期化している可能性もある。

(大谷事務総長)

確かに酒巻委員が指摘された事情もあるのだろうが、裁判員に公判廷における証言等を直接聞いて的確に判断していただくという裁判員制度の趣旨に照らすと、証人等の記憶が鮮明なうちに公判期日を開くべきであり、公判前整理手続が長期化して第1回公判期日が遅れることは、やはり適当でないのではないか。法曹三者としては、公判前整理手続を合理化することによって、事件の発生から終局までの期間を可能な限り短縮化することができるよう、努力しなければならない。そのような観点から、現在の平均公判前整理手続期間を短縮化することができないかどうか、今後検討していくべきではないか。

(内田委員)

裁判員制度施行後、危険運転致死罪などの保釈率が裁判官裁判時のそれと比べて高くなっているが、どのような事情が影響しているのか。

(小野委員)

弁護人としての実務感覚で述べると、そもそも保釈保証金を準備できなければ保釈を請求することができないから、被告人が保釈保証金を準備できる家庭環境ないし経済環境にあるのかどうか大きな要素であるところ、保釈率の高い危険運転致死罪においては、他の裁判員裁判対象事件とは異なり、そのような環境にある被告人が少なくないだろう。

(梶井委員)

書証に関する裁判員の受け止め方を分析するに当たり、裁判員等経験者に対するアンケートの結果を用いるのではないかと思うが、それだけで十分な分析ができるのだろうか。また、当事者の立証活動全体の中で書証に要している時間を明らかにすべきではないか。

(植村刑事局長)

書証に関する裁判員の受け止め方を分析する際には、裁判員等経験者に対するアンケートの結果に加えて、各庁で実施されている意見交換会における裁判員経験者の意見の中から、人証と書証のいずれが分かりやすかったかに関するものを抜粋して資料にすることも検討している。

また、最高裁判所では、証拠調べの時間を、証人尋問・被告人質問・それ以外に分類し、それぞれに要した時間について統計を取っているところ、平成24年は、証人尋問と被告人質問の合計時間が長くなっている。このようなデータを示すことを考えている。

(梶井委員)

被告人が捜査段階では自白していたが公判段階で否認に転じた場合、自白の任意性を判断するために、従来は取調官の尋問を行っていたが、現在はどうなっているのか。

(栃木オブザーバー)

現在は、まず、取調官が被告人に調書を読み聞かせている状況を録音・録画したDVDを取り調べており、そのような方法で裁判所が任意性を判断することができない場合には、更に取調官の尋問を行っているようである。

(小野委員)

最近、取調べの全過程を録音・録画しようという試みがされるようになったが、従来、捜査機関は、調書を読み聞かせる場面に限定して録音

・録画していた。弁護人としては、そのような録音・録画で本当に任意性に関する心証が取れるのか、疑問を感じることもある。

(龍岡委員)

現在、証拠調べが行われているDVDのほとんどは、取調官が被疑者に調書を読み聞かせる場面に限定して録音・録画したもののようである。

(榊井委員)

取調べ状況の録音・録画の問題について、報告書において、例えば、審理の証拠調べの部分で触れることは考えられるか。

(植村刑事局長)

任意性の立証のためにそのようなDVDを取り調べた件数についての統計が取れるかどうかも含めて、検討させていただきたい。

(榊井委員)

任意性の立証に関する証拠調べの在り方も、審理の分かりやすさに関する重要な問題であるから、今後、裁判員等経験者に対するアンケートにおいて質問してみてもどうか。

(龍岡委員)

公判前整理手続の中で任意性をめぐる問題が解消されている事例も、相当あるのではないか。

(植村刑事局長)

統計は把握していないが、確かに、検察官がDVDを証拠開示することにより任意性をめぐる問題が解消されている事例もあるだろう。

(大谷事務総長)

裁判員制度の施行後3年を経過したこともあり、今後のアンケート項目については、榊井委員御指摘の点も含め、これまでに明らかになった課題を踏まえて、追加・修正の余地がないかどうか、検討してみる必要があるだろう。もっとも、裁判員裁判を終えたばかりでお疲れの方々も

おられるので、あまり細かいことまで質問することが適当なのか、という点も考慮する必要はあるのではないか。

(椎橋座長)

平均審理期間について、裁判官裁判と裁判員裁判を比較するとどうか。

(植村刑事局長)

裁判官裁判より長期化している。すなわち、裁判官裁判において、公判期日は連日開廷ではなかったが、起訴後 1 か月から 1 か月半後の日を第 1 回公判期日として指定していた。裁判員裁判においては、ほとんどの事件は第 1 回公判期日から 1 週間以内に終局しているものの、その前の公判前整理手続が長いため、起訴から終局までの期間は長くなっている。

(椎橋座長)

裁判員の在任期間が 1 0 0 日に及んだある事件について、従来の裁判官裁判であれば審理に 5 年程度は要したであろうという報道もされた。このように、裁判員制度の実施により、一定の事件については審理期間が大幅に短縮化した側面もあるのではないか。

(植村刑事局長)

御指摘の事件については、公判前整理手続には長期間を要したものの、同手続において争点及び証拠の整理を行い、第 1 回公判期日後は 9 5 日間で終局に至った。このように、座長が指摘されたような側面もあると思われる。

(椎橋座長)

事務局は、ここまでの報告書の基本的構成について、本日の議論をも踏まえつつ、基本的には事務局の説明された方針に沿って報告書案の作成を進めていただきたい。

ウ 上訴審の状況等について

植村刑事局長から、報告書の基本的構成について、引き続き、以下のとおり事務局の考え方が説明された。

既に述べたものに引き続き、上訴審の状況について、控訴審の結果を裁判官裁判と裁判員裁判とで比較したデータを示すとともに、裁判員裁判に対する上告審の結果についても報告する。

裁判員の負担について、各庁で実施された裁判員経験者の意見交換会で守秘義務について寄せられた意見を取りまとめたものを示すとともに、裁判員の精神的負担に関し、「裁判員メンタルヘルスサポート窓口」（以下「サポート窓口」という。）の利用実態についても触れる。

裁判員裁判における被害者参加の状況について、及び、障がいのある裁判員候補者への対応について、それぞれ取り上げる。

裁判員制度に関する裁判員の感想について、裁判員に選ばれる前の気持ちと参加した感想についての裁判員経験者に対するアンケート結果を紹介する。

（酒巻委員）

事務局から説明された報告書の基本的構成は、必要十分なものと思われる。

ところで、裁判員は守秘義務を課せられているために心理的な負担を感じている旨の報道がされることもあるが、実態を明らかにするため、守秘義務に関する裁判員経験者の意見を紹介するほか、サポート窓口について周知されているにもかかわらず、その利用が極めて少ないことを示すとよい。また、裁判員になる可能性のある国民は守秘義務についての関心が高いであろうから、裁判官が、裁判員に対し、守秘義務について具体的にどのように説明しているかを示すことも考えられる。

（内田委員）

第11回懇談会の資料として、裁判員経験者の意見交換会で述べられ

た感想及び意見の取りまとめが配布されたが、その中には、裁判員を経験した意義の大きさ、当事者等の説明の分かりやすさのほか、守秘義務の重要性について具体的に述べられたものが複数あった。裁判員等経験者に対するアンケートは定型的・定量的なものであるから、報告書では、それを補うものとして、これらの感想及び意見を紹介するとよいのではないか。

(榊井委員)

裁判員経験者の意見には、守秘義務の負担はない又はほとんどないとするものが多く、また、守秘義務を緩和すべきとする意見は少ないようであるが、その理由は何だろうか。

(栃木オブザーバー)

裁判員経験者の意見交換会において、裁判員経験者から、評議における自分の意見が合議体以外の者に明らかになる可能性があるとして、自由に発言することができなくなるため、むしろ守秘義務は必要なものだと考えているとの意見を伺ったことがある。また、守秘義務が課せられることは、企業あるいは一般社会においても何ら珍しいことではなく、むしろ当然のことであるから、負担感はないとの意見も伺っている。

(榊井委員)

個人的な経験からいえば、例えば、取材を通じて事件の悲惨な実態を知った場合、それをあえて他人に話そうとは思わない。裁判員経験者の守秘義務に対する意識は、実に健全なものといえるのではないか。

(今田委員)

少数ではあるものの、サポート窓口を利用した裁判員経験者もいるが、凶悪事件を担当された方なのか。

(植村刑事局長)

個々の相談者が担当された事件については、最高裁判所において把握

していない。

(榊井委員)

カウンセリングスタッフにも守秘義務があるので、個々の相談者が担当された事件を最高裁判所において把握することは不可能だろう。

(龍岡委員)

サポート窓口の利用者がその後医療機関を受診されたかどうかについても、把握できないのか。

(植村刑事局長)

サポート窓口では、利用者の希望等により提携の医療機関を紹介することになっているが、4月末までに紹介した事例はない。サポート窓口における相談とは別に、利用者の判断で医療機関を受診した事例については、把握することができない。なお、裁判員は、非常勤の裁判所職員であるから、裁判員としての職務を行うに当たって心身に不調が生じ、医療機関を受診した場合には、国家公務員災害補償法に基づき、治療費等の補償を受けることができるが、補償申請は1件もない。

サポート窓口については、裁判員や補充裁判員にパンフレットを配布するなどして、電話相談やインターネットによるWEB相談を無料で利用することができ、専門家が秘密厳守で相談を受ける旨を周知しているが、裁判員制度の施行から平成24年4月までの利用件数は延べ155件であり、裁判員経験者及び補充裁判員経験者の総数の0.5%である。

(内田委員)

そのような統計からすれば、サポート窓口の利用者もカウンセリングスタッフに話を聞いてもらうことで落ち着いたケースがほとんどであると思われる。

(小野委員)

被害者参加の状況については、報告書に何を掲載する予定なのか。

(植村刑事局長)

被害者参加の申出がされた件数，参加が許可された件数，証人尋問や被告人質問が行われた事例の件数，意見陳述がされた件数等，客観的データを掲載することを検討している。

(椎橋座長)

事務局説明に係る報告書の基本的構成について，特に異論はないか。

(異議なく了承された。)

今後，事務局において，本日の議論も踏まえつつ，事務局説明に係る報告書の基本的構成に沿って，報告書案の作成を進めていただきたい。

5 今後の予定について

次回の懇談会は，次の日時に開催することとされた。

第19回 平成24年7月27日(金)午後3時から

(以上)